

役員報酬規程

公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会（以下「協会」という。）の報酬並びに費用について定款第26条の規程に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等)

第2条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。

(改正)

第3条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。ただし、軽易な事項については事務局長が決定する。

付 則

1. この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。